

公益財団法人 枚方市スポーツ協会スポーツサポーターズバンク設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及並びに生涯スポーツの振興、発展を図るため、適切なボランティアの各種スポーツ活動指導者（以下「スポーツインストラクター」という。）及び、各種スポーツ活動支援者（以下「スポーツリーダー」という。）を育成し、登録を行い、地域や学校、スポーツ団体等の要請に応じて、スポーツインストラクター又はスポーツリーダーの紹介等を行うことを目的として、公益財団法人枚方市体育協会スポーツサポーターズバンク（以下「サポーターズバンク」という。）を公益財団法人枚方市スポーツ協会（以下「協会」という。）に設置する。

(業務)

第2条 サポーターズバンクの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツインストラクター及びスポーツリーダーの育成に関すること。
- (2) スポーツインストラクター及びスポーツリーダーの登録・認定と紹介に関すること。
- (3) スポーツインストラクター及びスポーツリーダーに関する情報（指導可能種目等）を広報紙、インターネット等により幅広く提供すること。
- (4) 次に掲げるスポーツ団体との連絡提携に関すること。
  - ① 協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）
  - ② 行政機関
  - ③ 地域スポーツ団体
  - ④ 総合型地域スポーツクラブ
  - ⑤ 学校
  - ⑥ スポーツ推進委員協議会・スポーツ少年団・レクリエーション協会等
  - ⑦ 民間スポーツクラブ・企業スポーツ関係団体
  - ⑧ スポーツクラブ、サークル、レクリエーション団体
  - ⑨ 前記に掲げるもののほか、協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた団体
- (5) その他サポーターズバンクの目的達成に必要なと認める業務。

(登録区分)

第3条 サポーターズバンクの登録区分及び業務は以下の表に掲げる通りとする。

区分	スポーツボランティア部	スポーツインストラクター部	上級インストラクター部	スポーツメディカル部
	スポーツリーダー	スポーツインストラクター	① 上級インストラクター ② トップアスリート	メディカルインストラクター
業務	スポーツ支援を通じて市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及・発展に貢献する	スポーツ指導を通じて市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及・発展に貢献する	① 高い指導力で指導者等の育成を行う ② 高い競技力で市民に夢や感動を与える	医学的見地からスポーツ指導者・支援者及び愛好者の育成を行う

(登録者の要件)

第4条 サポーターズバンクに登録できる者の要件は、スポーツインストラクター又はスポーツリーダーとしての紹介申請に応じて、ボランティアとしてスポーツ・レクリエーション指導又は支援を行える者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる資格を有する者（以下「有資格者」という。）
  - ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格のコーチ3またはコーチ4を持つ者
  - ② 大学の教授等でスポーツ・レクリエーションに関することを研究している者
  - ③ 中学、高校、大学の教員等で専門クラブの顧問をしており全国大会出場させた経験のある者
  - ④ スポーツドクター、柔道整復師、鍼灸師、理学・作業療法士
  - ⑤ プロ選手又はそれに準ずる選手、国際大会出場選手
  - ⑥ 前記に準じた資格を有する者
- (2) 公益財団法人枚方市体育協会スポーツリーダー養成事業（以下「養成事業」という。）の講習を受講した者で、受講後、1年を経過しない者。
- (3) その他、会長が定めた講習会を受講した者。

2 次の各号に該当する者はサポーターズバンクに登録できないものとする。

- (1) 営利目的で登録しようとする者。
- (2) スポーツインストラクター又はスポーツリーダーとしての適格性を欠くと認める者。

(登録手順)

第5条 登録は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

- (1) サポーターズバンク登録申請書及び個人調書を会長へ提出する。
- (2) 会長は提出された登録申請書及び個人調書に基づき、ボランティア部のスポーツリーダーとして登録する。ただし、第4条第1号に定める有資格者が登録申請を行った場合は、上級インストラクター部又はスポーツメディカル部に登録するものとする。
- (3) 会長は登録者に登録証（身分証明証）を交付する。

(登録期間等)

第6条 第5条の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、4年ごとに登録の更新を行う。ただし、年度途中で登録については、当該年度当初からその期間を起算する。

- 2 登録期間が満了したとき登録者は、サポーターズバンク登録更新申請書を会長へ提出し、更新の手続きを行わなければならない。
- 3 登録期間中において登録内容に変更が生じた場合登録者は、サポーターズバンク登録変更届を会長へ提出しなければならない。会長は登録変更届に基づき、登録内容の変更を行うものとする。
- 4 登録期間中において登録を抹消する場合登録者は、サポーターズバンク登録辞退届を会長へ提出しなければならない。会長は登録辞退届に基づき、登録抹消を行うものとする。

(登録料)

第7条 登録者は新規登録又は登録更新時の1年目に4年間の登録料として500円を収めなければならない。ただし、第4条第1号に定める有資格者については、登録料は必要としない。

(登録の取消し)

第8条 登録者が、次の各号のいずれかに該当する者となったときは、会長はその登録を取り消すことができる。

- (1) 営利目的で活動した者。
- (2) スポーツインストラクター又はスポーツリーダーとしての適正を欠くと認める行為をした者。
- (3) 登録料及び認定料を納付しない者。
- (4) 登録の更新手続きを行わなかった者。
- (5) 会長の許可なく、サポーターズバンクの登録者として指導及び支援にあたった者。

(スポーツインストラクターの認定)

第9条 登録者の中から希望する者を次の各号に掲げる手順により、スポーツインストラクター部のスポーツインストラクターとして認定するものとする。

- (1) 協会又は加盟団体において一定期間審査する。
- (2) 審査の結果、適任であると認めた場合、会長がスポーツインストラクターとして認定する。
- (3) 前号の規定により認定された者(以下「認定者」という。)をスポーツインストラクター認定者名簿(以下「認定者名簿」という。)に記載する。
- (4) 認定者名簿はインターネット上で必要事項を掲載し、必要があれば関係団体等に配布する。
- (5) 会長は認定者に、スポーツインストラクター認定証(身分証明証)を交付する。

2 スポーツインストラクターの認定期間、認定料は次の各号の通りとする。

- (1) 認定者は4年ごとに認定の更新を行う。ただし、年度途中での認定については、登録年度と同じ当該年度当初からその期間を起算する。
- (2) 認定者は新規認定又は認定更新時の1年目に4年間の認定料として5000円を収めなければならない。

(更新に必要な単位)

第10条 登録者及び認定者は、登録期間中に会長が定める講習会を1講座以上、受講しなければならない。ただし、第4条第1号に定める有資格者については、この限りでない。

(登録者及び認定者の指導・支援等)

第11条 登録者及び認定者は、次の各号に掲げるところにより指導又は支援等を行うものとする。

- (1) 第2条第4号に掲げる団体の要請に応じ、協会を通じて紹介を受け、その指導又は支援にあたること。
- (2) 当該団体の連絡責任者と十分な打合わせを行い、効果的な指導又は支援を心がけるとともに、傷害等の防止に十分留意すること。
- (3) 資質の向上に努めると共に、指定された研修に積極的に参加するよう努めること。
- (4) 指導中は常に登録証又は認定証(身分証明証)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示すること。

(申請団体の条件)

第12条 登録者及び認定者の紹介を求める団体(以下「申請団体」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 参加者の人数及び施設等が適切であること。
- (2) 主催者又は代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について、責任をもって処理できること。
- (3) 参加者がスポーツ傷害保険又はこれに類する保険に加入していること。

(派遣の手続)

第13条 登録者及び認定者の紹介手続きは、次の各号に掲げる手順によるものとする。

- (1) 申請団体は、特別な事情のないかぎり、指導又は支援を受ける2週間前までに、紹介申請書を会長へ提出しなければならない。
- (2) 会長は、申請内容を審査し適切と認めるときは、申請に応じてスポーツインストラクター又はスポーツリーダーを選出し、受諾の可否を問い合わせる。
- (3) 会長は、スポーツインストラクター又はスポーツリーダーを紹介できると認めた場合は内定書により、申請団体に連絡しなければならない。
- (4) 申請団体は、紹介されたスポーツインストラクター又はスポーツリーダーと、事前に指導又は支援内容等について、打合わせを行わなければならない。
- (5) 申請団体は、指導又は支援後10日以内に、スポーツインストラクター指導報告書又はスポーツリーダー活動報告書を会長へ提出しなければならない。

(指導者及び支援者に対する経費)

第14条 紹介されたスポーツインストラクター又はスポーツリーダーに対する謝金及び交通費等は、申請団体が負担することとし、その基準については以下の表に掲げる通りとする。

		スポーツリーダー	スポーツインストラクター	上級インストラクター・ トップアスリート	スポーツメディカル
謝金	協会主催	1,500円～(3時間程度)		5,000円～ (3時間程度)	5,000円～ (3時間程度)
	外部派遣	1,500円～ (3時間程度)	3,000円～ (3時間程度)		
交通費	市内	上記金額に含む		上記金額に含む	上記金額に含む
	市外	要相談	要相談	要相談	要相談
資料代等		要相談	要相談	要相談	要相談

※詳細については、申請団体とスポーツインストラクター又はスポーツリーダーが協議し決定するものとする。

(事故に対する責任)

第15条 協会は、紹介を行ったスポーツインストラクター又はスポーツリーダーが指導又は支援した団体における指導中及びそれに関わる移動中での事故については、協会が定める保険に基づく補償以外の責任を負わないものとする。

(事務局)

第16条 サポーターズバンクの事務局は、協会内に置くものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成17年11月16日一部改正のうえ施行する。
- 3 この要綱は平成20年10月22日一部改正のうえ施行し11月1日より適用する。
- 4 この要綱は令和2年4月1日一部改正のうえ施行する。